

医療安全管理に関する取り組み事項

1. 基本理念

当施設は、医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さまが安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とします。

2. 医療安全管理のための体制について

当施設は、医療安全対策加算2を算定し、その施設基準をみたしています。医療安全管理をシステムの問題として捉え、病院長、医療安全管理を統括する医療安全管理室、医療安全対策科、医療安全管理者、医療安全委員会を中心とした、有機的な医療安全管理部を構築し、総合的質管理の一環として組織横断的に取り組んでいます。

3. 医療安全管理の窓口について

医療安全対策科を設置し、医療安全管理者(専任)を配置しています。

4. 医療安全管理のための研修について

医療安全管理に関する基本的な考え方や医療事故予防・再発防止の具体的な方策を職員に周知徹底することにより、個々の職員の安全に対する意識を高め倫理意識や安全文化を醸成し、安全に業務を遂行するための能力の向上を図ることを目的として、職員研修を年10回程度行っています。

5. 医療事故を防止するための情報収集、 分析、対策立案、フィードバック、評価

すべての職員は、当院内で医療事故・インシデントに遭遇した場合、迅速に報告し、事象内容を全職員で共有できるようにしています。その情報を元に、事故・インシデントの種類、発生状況などの分析を行い、医療事故の発生及び再発防止策を検討しています。

6. 患者様からの相談への対応について

医療安全管理者を責任者とする「医療安全管理科」を設置し、患者さま等からの病状や治療方針などに関する相談に適切な対応をいたします。当院の「患者サポート窓口」の担当者と連携していますので、「患者サポート窓口」までお越し下さい。

また、相談により患者さま等が不利益を受けないように努めます。